

○行田市子ども未来審議会条例

平成30年 3 月26日 条例第 4 号

行田市子ども未来審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び子ども・子育て関係者
- (2) 児童福祉及び子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(行田市児童福祉審議会条例及び行田市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 行田市児童福祉審議会条例（平成12年条例第11号）

(2) 行田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第41号）

(行田市児童センター条例の一部改正)

3 行田市児童センター条例（昭和54年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)